

(平成23年11月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 9 月、同年 10 月及び 45 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 9 月及び同年 10 月
② 昭和 45 年 3 月
③ 昭和 50 年 6 月から 53 年 7 月まで
④ 昭和 55 年 7 月から同年 9 月まで

申立期間①、②及び③について、当時農業をしていた父親が、農業協同組合の組合員勘定を使って家族の国民年金保険料を納付していたはずであるので、自分だけが未納とされている期間があることはおかしい。

また、申立期間④については、結婚を契機にA県から帰郷し、同居していた妻の分と一緒に夫婦二人分の保険料を納付していたはずであり、妻が納付済みであるのに自分だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人の国民年金手帳記号番号は、20 歳到達の 1 か月前である昭和 44 年*月頃にB町に払い出されていることから、申立人は、20 歳到達の際に加入手続を行ったものと推察される。

また、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父親及び同居していた母親は、申立期間①及び②を含む昭和 38 年 4 月以降の期間の保険料を完納しており、納付意識が高かったことがうかがえることから、申立人の申立期間①及び②の保険料についても、申立人の父親が納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間③については、申立人は、行政記録によると昭和 51 年 12 月以降の期間についてはC市に居住しており、それ以前の申立期間について

もB町には住民登録が無いことから、申立人の父親が組合員勘定を使って納付することができない期間である上、他に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立期間④については、当該期間の保険料をB町において一緒に納付したとする申立人の妻は、当該期間を含む昭和55年4月から同年9月までの国民年金保険料を、婚姻前に、居住していたA県で納付していることが納付記録で確認できることから、申立人の主張とは符合しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年9月、同年10月及び45年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から49年2月まで

当時、漁業をしていた父親が、漁業協同組合を通じ、水揚げ天引きにより、自分が結婚する昭和49年までの国民年金保険料を納付していたはずであり、一部が免除とされている期間についても、納付したはずなので、申立期間について、未納及び免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金制度発足時の昭和35年10月に払い出されていることから、申立人はその頃加入手続を行ったものと推察され、申立期間においては現年度納付することが可能であった。

また、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父親は、昭和44年4月から46年3月までの保険料を完納している上、同居していた申立人の母親も同期間の保険料を完納していることが納付記録で確認できることから、申立人の44年4月から46年3月までの保険料についても、申立人の父親と一緒に納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち、昭和46年4月以降の期間については、申立人は同年4月にA市に転居し両親と別居したと供述しているところ、両親も同年4月以降の納付記録が無いことを踏まえると、申立人の父親が、同居していない申立人の国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から46年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から同年3月までの期間及び9年12月から10年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成2年1月から同年3月まで
②平成9年12月から10年3月まで

私は申立期間当時、冬期間以外は会社勤務で厚生年金保険に加入し、冬期間は自分で国民年金の加入手続をして、保険料を納付していた。

申立期間①については、銀行の窓口で納付し、申立期間②については、保管している当時の所得税の確定申告書にて、国民年金保険料が納付されていたことが確認できるので、申立期間について、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の申立期間①、平成5年2月及び同年3月については、同年6月25日に国民年金被保険者の資格記録が追加されていることが確認できることから、その時点においては、申立期間①は時効により納付することができない期間である。

また、申立人のオンライン記録及びA町の被保険者台帳の収納記録では、申立期間及び一部の期間を除く納付済期間は全て現年度納付されていることが確認できるところ、申立期間と同時に資格記録が追加された平成5年2月及び同年3月の保険料は、6年12月16日に過年度納付されていることが確認できることから、申立人は、この時点において、納付可能だった期間についてのみ保険料を納付したと考えるのが妥当である。

2 申立期間②について、申立人から提出された平成9年分の所得税の確定申告書に記載されている国民年金保険料（3万6,900円）は、オンライン記録により平成9年3月25日に収納された同年1月から同年3月までの国民年金保険料であることが確認でき、当時の月額保険料とも合致している。

また、申立期間②に係る保険料は、合計5万1,200円であるところ、申立人から提出された所得税の確定申告書（平成9年分及び10年分）の社会保険料控除の項目には、申立期間②の保険料額に相当する保険料の納付をうかがわせる記録も確認できない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。